

〔別 紙〕

様式 1

✓ 事 業 報 告 書

✓ (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日) .

1 医療法人の概要

(1) 名 称 ✓ 医療法人 博善会 .

① 財団 . 社団 (出資持分なし . 出資持分あり)② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
. その他③ 基金制度採用 基金制度不採用注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄
の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 ✓ 広島市安佐南区西原四丁目 17 番 11 号 .

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
すること。

(3) 設立認可年月日 ✓ 平成 元年 12 月 8 日 .

(4) 設立登記年月日 ✓ 平成 元年 12 月 12 日 .

(5) 役員及び評議員 .

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定
管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類 | 施設の名称 | 開 設 場 所 | 許可病床数 |
|-------|-------------------|-------------------------------|--|
| ✓ 診療所 | ✓ 医療法人博善会 長尾医院 | ✓ 広島市安佐南区西原四丁目 17 番 11 号 . | 一般病床 19 床 . 療養病床 0 床 [医療保険 19 床] . [介護保険 0 床] |

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実施場所 | 備考 |
|----------------------------|-------------------------|----|
| ✓サービス付高齢者向け住宅 ケアビレッジながお | ✓広島市安佐南区西原四丁目17番 17号 | |
| ✓ヘルパーステーションながお | ✓広島市安佐南区西原四丁目17番 17号 | |
| ✓ながお居宅介護支援事業 | ✓広島市安佐南区西原四丁目10番 12号 | |

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

| 種類 | 実施場所 | 備考 |
|----|------|------|
| | | 該当なし |

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月31日、令和、2年度決算の決定

令和 4年 3月14日、令和、4年度予算の承認

様式 2

法人名 医療法人 博善会
 所在地 広島市安佐南区西原四丁目17番11号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 262,837 千円
 2. 負 債 額 141,162 千円
 3. 純 資 産 額 121,675 千円

(内 訳)

(単位：千円)

| 区 分 | 金 額 |
|-----------------|---|
| A 流 動 資 産 | 200,909 |
| B 固 定 資 産 | 61,928 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | <input checked="" type="checkbox"/> 262,837 |
| D 負 債 合 計 | <input checked="" type="checkbox"/> 141,162 |
| E 純 資 産 (C-D) | <input checked="" type="checkbox"/> 121,675 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 博善会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐南区西原四丁目17番11号

貸 借 対 照 表

(令和 4年 3月 31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|----------|---------|--------------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| I 流動資産 | 200,909 | I 流動負債 | 48,191 |
| II 固定資産 | 61,928 | II 固定負債 | 92,970 |
| 1 有形固定資産 | 7,815 | | |
| 2 無形固定資産 | 588 | 負債合計 | 141,162 |
| 3 その他の資産 | 53,523 | | |
| | | 純資産の部 | |
| | | 科 目 | 金 額 |
| | | I 出資金 | 10,000 |
| | | II 積立金 | 111,675 |
| | | III 評価・換算差額等 | 0 |
| | | 純資産合計 | 121,675 |
| 資産合計 | 262,837 | 負債・純資産合計 | 262,837 |

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 博善会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安佐南区西原四丁目17番11号

損 益 計 算 書

（自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日）

（単位：千円）

| 科 目 | 金 額 |
|------------|----------|
| I 事業損益 | |
| A 本来業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 269,389 |
| 2 事業費用 | 260,289 |
| 本来業務事業利益 | ✓ 9,099 |
| B 附帯業務事業損益 | |
| 1 事業収益 | 343,783 |
| 2 事業費用 | 344,812 |
| 附帯業務事業損失 | ✓ 1,028 |
| 事業利益 | ✓ 8,071 |
| II 事業外収益 | 25,432 |
| III 事業外費用 | 505 |
| 経常利益 | ✓ 32,998 |
| IV 特別損失 | 7 |
| 税引前当期純利益 | ✓ 32,991 |
| 法人税等 | 5,514 |
| 当期純利益 | ✓ 27,476 |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

法人名 医療法人 博善会
 所在地 広島市安佐南区西原四丁目17番11号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

| 種類 | 名称 | 所在地 | 資産総額 (千円) | 事業の 内容 | 関係 事業者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|-----------------|-------|-----|--------------|-----------|-------------------|------------------|------------------|------|------------------|
| 役員の近親者が代表者である法人 | (注) 1 | | 471,185 | 不動産賃貸及び管理 | 不動産の賃借、事務委託 | 賃借料の支払い (注) 2 | 60,234 | 地代家賃 | 60,234 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. [redacted] が代表取締役である法人。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

| 種類 | 氏名 | 職業 | 関係 事業者 との関係 | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|----|------------|------------|-------------------|-----------|------------------|-------|------------------|
| 役員 | [redacted] | [redacted] | 資金貸借 | 資金貸借 | 8,187 | 長期借入金 | 25,632 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

✓医療法人 博善会
✓理事長 長尾 史博 殿

私は、医療法人博善会の令和3会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

✓ 令和 4年 5 月 28 日

医療法人 博善会
監事

* 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

* 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。